

平成 28 年 6 月 15 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時 0 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	関 田 勝 行
企画財政課長	増 田 廣 樹
税 務 課 長	岡 部 亮
住 民 課 長	寺 澤 俊 彦

健康福祉課長	川 畑 智
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長	細 川 一元
富来病院事務長	高 野 正
会計管理者(会計課長)	山 口 勝 好
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹 内 伸 二
議会事務局参事	村 井 直
議会事務局主幹	宮 川 信 顕

(議事日程)

日 程 第 1 諸般の報告

日 程 第 2 町長提出 報告第7号ないし第19号、議案第49号ないし第51号及び第55号ないし第57号並びに請願第4号及び第5号(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 委員会提出 発委第1号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

日 程 第 3 議員提出 発議第1号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日 程 第 4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

越後敏明議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

越後敏明議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 報告第7号ないし第19号、議案第49号ないし第51号及び第55号 ないし第57号並びに請願第4号及び第5号（委員長報告、質疑、討論、採決）

越後敏明議長 次に、町長提出 報告第7号ないし第19号、議案第49号ないし第51号
及び第55号ないし第57号並びに請願第4号及び第5号を一括して議題とし
ます。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を
求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成28年第2回定例会におきまして、総務産業建設常任委員会に付託され
ました報告3件、議案4件、請願1件につきまして、13日に委員会を開催し、
町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに
結果についてご報告申し上げます。

まず報告第17号から第19号までにつきましては、いずれも地方税法等の一
部を改正する等の法律等が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、所要
の改正を行うもので、条例の専決処分の承認についてであります。

報告第17号 志賀町税条例等の一部を改正する条例につきましては、町税
の修正申告等における延滞金の計算期間の見直し、特定再生可能エネルギー発
電設備などに係る固定資産税の課税標準額の特例、いわゆるわがまち特例の追
加など所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、
承認すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、固定資産税の課税標
準額の特例の基準について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けており
ます。

報告第 18 号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、課税標準の特例の項目の追加など所要の改正を行うものであり、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決しました。

報告第 19 号 志賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律との整合性を図るため、改正附則の追加など所要の改正を行うものであり、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決しました。

次に、議案第 49 号 志賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、共通投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額の追加など所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、共通投票所の設置に関して、質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 55 号から第 57 号までの志賀町道路線に係る変更及び廃止について、草江・相神地内での土地改良事業の施行に伴い、道路路線を変更又は廃止するものであり、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、請願第 5 号「消費税の再増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める」意見書の採択を求める請願については、紹介議員から請願者の願意の説明を受け、採決した結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

越後敏明議長 教育民生常任委員会委員長 久木拓栄君。

久木拓栄教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました、議案 2 件及び請願 1 件について、9 日審査委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第 50 号 志賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例については、建築基準法施行令の一部改正に伴い、特別避難階段に係る構造要件が改正されたことにより、当該条例の一部を改正するものであり、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し委員からは、家庭的保育の内容についての質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第 51 号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本条例における使用料及び手数料に係る別表中、特別長期入院料について、引用している法令条項の繰り下げに伴う改正を行うものであり、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、請願第 4 号 国の教育予算を拡充することについては、子供たちに、よりよい教育を保障するために、教育予算の拡充を求める意見書を国の関係機関へ提出してほしいとの趣旨であり、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決しました。なお、本請願は、意見書を国の関係機関に提出することを求めるものであり、その内容は急を要するものであります。よって、本会議で採択の上は、当常任委員会から議会議案を提出することで決定しておりますことを申し添えいたします。

また、今定例会の付託案件ではございませんが、開校後の志賀小学校の児童の様子を見る、現地調査を行いました。委員からは、児童の安全体制について、意見や提言があり、教育長より詳細な説明を受けております。

以上、教育民生常任委員会報告といたします。

越後敏明議長 予算決算常任委員会委員長 南政夫君。

南政夫予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された報告 10 件について、10 日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

報告第 7 号 専決処分の承認について（平成 27 年度志賀町一般会計補正予算（第 5 号））、同第 8 号 専決処分の承認について（平成 27 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））、同第 9 号 専決処分の承認について

(平成 27 年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号))、同第 10 号 専決処分の承認について (平成 27 年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号))、同第 11 号 専決処分の承認について (平成 27 年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号))、同第 12 号 専決処分の承認について (平成 27 年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算 (第 2 号))、同第 13 号 専決処分の承認について (平成 27 年度志賀町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号))、同第 14 号 専決処分の承認について (平成 27 年度志賀町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号))、同第 15 号 専決処分の承認について (平成 27 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算 (第 4 号))、同第 16 号 専決処分の承認について (平成 27 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算 (第 4 号))。

以上、これらの案件は、事業の実績又は確定に伴う補正予算であり、委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、経過報告は省略させていただきますが、採決の結果、報告第 7 号については、賛成多数をもって承認すべきものと決し、報告第 8 号から報告第 16 号については、全会一致をもって承認すべきものと決した次第であります。

以上、予算決算常任委員会委員長報告といたします

越後敏明議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

越後敏明議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

越後敏明議長 これより、各件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第 98 により、討論は一括して行うことを許します。それではまず、原案に反対者の発言を許します。

1 番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい議長

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、今議会に上程されました、議案報告第7号 専決処分の承認について（平成27年度志賀町一般会計補正予算（第5号））につきまして、反対の立場で討論をいたします。なお、討論のための登壇は1回のみということですので、引き続き、請願第5号消費税の再増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める意見書の採択を求める請願について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、議案報告第7号についてであります。議案報告第7号専決処分の中にはマイナンバー制度によるところの予算運用がなされています。マイナンバー制度は昨年10月施行され、本年1月から希望者には顔写真付き個人番号カードを発行しています。マイナンバーカードは、今後、利用範囲拡大がなされ、金融口座や医療情報への活用も行われようとしています。

マイナンバー制度は、政府による国民の監視、管理が強められ、資産調査による税の徴収強化や社会保障給付の削減につながる恐れがあります。また、個人情報丸裸にされ、プライバシーが侵害される危険が増大します。個人情報の流出や第三者のなりすましにより、悪用の懸念があります。

したがって、マイナンバー制度は、決して町民の利益につながるものではありません。もう一度見直す必要があると考え、本制度への予算運営のある本議案には反対の意を表しまして、反対討論といたします。

次に、請願第5号 「消費税の再増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める」意見書の採択を求める請願に、賛成の立場から討論をいたします。

安部政権は、世界経済を理由に、消費税10パーセントへの引き上げを2年半先送りすることを表明しました。しかし、これは世界経済のリスクの心配からではなく、安部政権が進めてきたアベノミクスと消費税大増税路線の破綻を示すものではないでしょうか。消費税10パーセントは、先送りではなく断念すべきと思います。ご承知のように、政府はこの間消費税は福祉のためと言いながら、ほぼ大企業の法人税減税の穴埋めにされてきました。したがって社会保障は悪くなる一方です。

では、財源はどうすればいいのか。これは消費税に頼らない別の道、あくまで

も支払能力に応じた税負担の、いわゆる応納負担の原則に則り、1つは大企業への様々な優遇税制を正し、中堅、中小企業並みの税負担を求める。2つ目には、所得1億円を超えると税負担率が減っていく富裕層への優遇税制を正す。3つ目には、パナマ文書に端を発した租税開始地、いわゆるタックスヘイブンを利用した大企業、富裕層の税逃れを税負担の公平性からもしっかり正していく、そうすれば消費税に頼らなくても、しっかりと財源を確保することができます。よって、本請願の消費税再増税そのものの中止を求める趣旨に、賛同するものであります。

議員各位の良識な判断のもとで、ご賛同をお願いいたしまして、私の本請願に対する賛成討論といたします。ありがとうございました。

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番 富澤軒康君。

富澤軒康議員 はい議長。

私は、町長提出報告第7号に賛成の立場で討論いたします。

報告第7号は、専決処分の承認について（平成27年度志賀町一般会計補正予算（第5号））については、住民福祉の向上につながる事業の実績又は確定見込みに伴う予算措置の専決処分にかかる報告であります。その内容はいずれも住民生活や経済活動に直結する施策、事業に要した経費の見込みであり、賛意を以ってこれを承認することが住民福祉の向上に資するものと判断するものであります。

なお、本件中マイナンバー制に係る関係予算につきましては、これまで再三申しているように、年金や健康保険、税金、住民票、雇用保険の識別番号を一元化することで、公平で公正な社会の実現と行政手続きの簡素化による国民の利便性の向上、さらには行政の効率化が図られるものであり、公正、効率的な社会保障と税番号制度を実現するために必要な施策であることを申し上げておきます。

その他、残余の報告案件、議案につきましても、いずれも住民福祉の向上の観点から、すべてに賛意を表すとともに、議員各位の良識的なご判断のもとで、ご賛同をお願い申し上げまして私の討論といたします。

越後敏明議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

14番 林一夫君。

林一夫議員 はい、議長。

私は、請願第5号 「消費税の再増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める」意見書の採択を求める請願に、反対の立場で討論いたします。

本請願の趣旨は、消費税率を5パーセントに、免税点を3,000万円にそれぞれ戻し、軽減税率及びインボイスは撤回することなどを求める意見書の提出を願うものであります。

消費税につきましては、本年6月1日、安部政権は来年4月に予定していた税率10パーセントへの引き上げを、2年半延期することを決定しました。

これは、景気への影響や国内情勢を勘案しての大局的判断であり、その決断には敬意を表するものであります。ご存知のように、消費税は事業者に負担を求めるものではなく、取り引きの各段階で商品やサービスの価格に転嫁されるものであり、最終的には、商品を消費したりサービスの提供を受けたりする消費者が負担をするものであります。

しかしながら、申告納税を行うのが事業者であるため、本請願にも書かれているように、あたかも事業者が負担するかのようには思われがちですが、実際消費税を負担するのは、間違いなく消費者であります。この点をよく理解しなければなりません。

また、インボイスにつきましては、酒類を除く飲食料品などの生活必需品に軽減税率を適用するため、事業者は売上げと仕入れにかかる消費税額を個々の取り引きで発行した明細書、つまりインボイスを元に納税額を算出することで、多少のわずらわしさは伴いますが、10パーセントと軽減税率8パーセントが混在する中での正確な納税を行うための手法であり、ヨーロッパ諸国でも採用されている制度であります。

我々の生活面において負担が増えることは、決して望ましいことではありません。しかし、国家や地方行政の運営を考えると、その原資の根幹となる税収が低迷したままでは、これからの超少子高齢化社会への対応、あるいは国、地方合わせて1,000兆円を超える債務状況を目の当たりにする今、将来の消費税率の引き上げは、必然的政策であると考えてるのが当然だと思います。

我が国の社会保障制度と税の一体改革実現のためには、安定財源の確保と財政の健全化は必須事項であります。国にとっては、今回の消費税率引き上げ延期によって約4兆円の減収となりますが、アベノミクスによる円安・株高によって企業収益や資産運用が改善し、個人、法人の国・地方税が13兆円増収となることを見込まれます。また、最近の経済成長率が2パーセント以上の水準を維持していることを裏づけに、税率の引き上げ延期の判断がなされたものであります。

しかし、いつまでもこの状況が続くことは予測されず、東京オリンピックを2020年に控え、いわゆるオリンピック特需後の経済ギャップが懸念されていることから、その前年の10月に引き上げ措置を取ることは十分理解でき、また、それまでの間は、国民生活に配慮しての延期であることも理解できるものであります。

したがって、引き上げ自体の中止などを求める将来観測、将来設計に基づかない本請願には、反対の意を表するほかありません。議員各位の良識的な判断のもとでのご賛同をお願いし、私の本請願に対する反対討論といたします。

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 次に、原案に反対者の発言を許します。他にありませんか。

(発言なし)

越後敏明議長 討論を終結します。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決をします。

まず、町長提出 報告第7号 専決処分の承認について(平成27年度志賀町一般会計補正予算(第5号))を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

越後敏明議長 起立多数。

よって、本件は委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第 8 号 専決処分の承認について（平成 27 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））、ないし第 16 号 専決処分の承認について（平成 27 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 4 号））を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第 17 号 専決処分の承認について（志賀町税条例等の一部を改正する条例）、ないし第 19 号 専決処分の承認について（志賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 議案第 49 号 志賀町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ないし第 51 号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 55 号 志賀町道路線の変更について（町道第 5076 号新開 2 号線）、ないし第 57 号志賀町道路線の廃止について（町道第 5081 号草江中線）を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願の採決をします。

いずれの採決も起立によって行います。

まず、請願第 4 号 国の教育予算を拡充することについてを採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 15 名）

越後敏明議長 起立全員。

よって、本請願は採択されました。

続いて、請願第 5 号 「消費税の再増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める」意見書の採択を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 2 名）

越後敏明議長 起立少数。

よって、本請願は不採択と決しました。

久木拓栄君が発言を求めていますので、これを許可します。

久木拓栄議員 はい、議長。

越後敏明議長 16 番 久木拓栄君。

先ほどの請願採択に伴い、この際、委員会提出議案を提出をさせていただきます。

(議長に議案を提出)

越後敏明議長 ただ今、教育民生常任委員会委員長久木拓栄君から、委員会提出 発委第1号 教育予算の拡充を求める意見書についての提出がありました。

お諮りします。

ただ今提出のありました、委員会提出 発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第1 委員会提出 発委第1号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

越後敏明議長 発委第1号 教育予算の拡充を求める意見書についてを議題とします。

議案を配付してください。

(事務局が議案を配付)

越後敏明議長 本案の提出者から、説明を求めます。

教育民生常任委員会委員長 久木拓栄君。

久木拓栄教育民生常任委員長 はい、議長。

先ほどの請願第4号 国の教育予算を拡充することについての採決に伴い、ただ今提出させていただきました、発委第1号 教育予算の拡充を求める意見書についての説明をさせていただきます。

教育予算の拡充につきましては、国に対して、毎年のように意見書を送付しており、一人ひとりの子どもに丁寧な指導や対応を行うために、1学級あたりの児童・生徒数を引き下げ、併せて教職員定数の改善が必要と、要請をしているところであります。三位一体によりまして、義務教育費国庫負担率が3分の1になったことから、これを元の2分の1に戻して、教職員の定数改善に向けた財源確保をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるようにすることが必要であります。

こうした観点から、2017年度、平成29年度の政府予算概算要求に向けての意見書を、本町議会から、国及び政府に対して提出をしていただくよう、教育

民生常任委員会で決定をし、今回、議案を提出させていただいたものであります。議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、何とぞご賛同をいただきますようお願いを申し上げ、説明いたします。

越後敏明議長 説明を終わります。

(質 疑)

越後敏明議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

越後敏明議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議員提出 発議第1号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

越後敏明議長 次に、本日、戸坂忠寸計君ほか4名から提出のありました、発議第1号 議会改革調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

本案の提出者から説明を求めます。

15番 戸坂忠寸計君。

戸坂忠寸計議員 はい、議長。

本日提出しました、発議第1号 議会改革調査特別委員会設置に関する決議について、説明させていただきます。

平成12年の地方分権一括法の施行や三位一体改革による地方交付税の大幅な削減等により、地方には自立の名のもとに行財政改革が断行され、定員適正化計画や集中改革プランの策定及び実行など、大きな改革によって、地方自治経営の仕組みが変わりました。

一方、議会に目を向けますと、一部の地方議会には先進的な取り組みはあるものの、法令や制度の画一的な改正は行われないうまま、未だに旧態依然とした感は否めず、特に、本町においては、改革の進捗には鈍いものがあります。このような中で、全国の地方議会では、議会基本条例を柱とする議会改革が、平成18年、北海道栗山町で産声をあげ、その流れは、今や全国に浸透し、多くの地方議会で議会改革が行われています。

議会実態調査によりますと、現在、石川県内の8町議会で、議会改革に関する特別委員会を有していない町は、本町を含め2町のみとなっており、分権一括法の施行から早や15年が経過したにもかかわらず、本町議会の対応の遅さが顕著に現れているのが現状であります。

このことから、議会運営委員会では、昨年からは議会改革の勉強会を行い、改革の本旨を理解しながら、その必要性を認識するに至り、今回、議会改革調査特別委員会を設置し、本町における議会改革について、本格的に調査・検討を開始されたいとする目的で議案を提出するに至ったものであります。

議員各位におかれましては、議会運営上の重要課題であることとの認識のもと、提案趣旨をご理解いただき、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

越後敏明議長 説明を終わります。

(質 疑)

越後敏明議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 の 省 略)

越後敏明議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

越後敏明議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今設置されました、議会改革調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、稲岡健太郎君、南正紀君、南政夫君、富澤軒康君、林一夫君、戸坂忠寸計君を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の委員は、以上のとおり選任することに決しました。

なお、ただ今選任された委員は、委員会条例第9条第1項の規定により、休憩中に会議室で委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

ここで、暫時休憩します。

(午後2時48分 休憩)

(再 開)

(午後2時55分 再開)

(出席議員 16名)

1番	中谷松助
2番	福田晃悦
3番	稲岡健太郎
4番	南正紀
5番	寺井強
6番	堂下健一
7番	南政夫
8番	下池外巳造
9番	須磨隆正
10番	越後敏明
11番	田中正文
12番	富澤軒康
13番	櫻井俊一
14番	林一夫
15番	戸坂忠寸計
16番	久木拓栄

越後敏明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、議会改革調査特別委員会で、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告します。

議会改革調査特別委員会委員長 富澤軒康君、同じく副委員長 南政夫君、以上のとおり互選された旨、報告がありました。

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

越後敏明議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

越後敏明議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成28年第2回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。

どうもご苦勞様でございました。

(午後2時56分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第23号

入札結果報告について

(平成28年6月2日 1件)

(平成28年6月13日 1件)

2 議長報告第 24 号

閉会中の継続調査について

- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 予算決算常任委員会委員長
- ・ 議会運営委員会委員長

3 議長報告第 25 号

委員会審査報告書

- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 予算決算常任委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 越 後 敏 明

志賀町議会議員 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 稲 岡 健太郎